

策定年度	平成15年度
変更年度	平成19年度

扶桑町地域水田農業ビジョン

平成19年5月

扶桑町地域水田農業推進協議会

目 次

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

(2) 水田における作物振興及び水田営農の在り方

(3) 担い手の明確化

2 具体的な目標

(1) 作付計画

(2) 担い手育成及び担い手への土地利用集積の目標

3 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 交付対象者への産地づくり対策の活用方法

(2) その他の事業の活用

4 扶桑町の水田担い手リスト

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

扶桑町は愛知県の北西部、丹羽郡に属し、木曾川を挟んで岐阜県各務原市と接しています。県内は、犬山市、江南市、大口町と隣接しており、名古屋市へは約 20 km の距離にあります。

本町は濃尾平野の一角にあり、ほぼ全域が平坦地となっていますが、北東から南西にかけてやや傾斜し、町内の主な河川・水路は北東から南西に流れています。町境と県境の一部となっている木曾川は町の北端をほぼ東西に流れており、ここは町内でもまとまった自然環境が形成されています。地質はほとんどが木曾川沖積層であり、肥沃な農地となっています。水田が東部に、畑地が西北部にある程度まとまって保全されています。

現在、水田における麦作等の本格的生産を図るために、水田農業構造改革事業の下で収益性の高い安定した水田農業経営の確立に努めております。また、木曾川河畔の良質な砂質大地を利用し、守口大根、ゴボウ等の根菜類を中心とした畑地の利用も積極的に行っております。

その他、農業者の高齢化や後継者不足が進む中で利用権設定事業の推進及び啓発を行い、農地の利用集積を実施し地域農業の振興・発展に努めております。

(2) 水田における作物振興及び水田営農の在り方

水田における土地利用型農業を活性化させるため、「米づくりの本来あるべき姿」として、多様な需要に応えて、消費者が求める米の供給体制を構築するとともに、麦等の品質向上を目指し、生産・品質管理システムの整備を図りながら地産体制を強化する。

また、水田利用率の向上を図るため、麦・野菜等も積極的に推進し、あわせて担い手には規模拡大による機械の高度利用も推進し経営の安定を図る。

なお、不作付水田等には野菜等を植え付けての地産地消推進、レンゲ作付による地力の向上を図る。こうした中で、水田における麦・野菜等の本格的な生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営の確立を図る。

実需者のニーズに対応した作付・販売計画の策定

麦・野菜等の生産技術や品質の一層の向上

各地区における土地利用型農業推進組織の育成強化と担い手への土地利用集積

麦・野菜等の本格的な生産のために必要な基盤整備の一層の推進

麦・野菜等の生産コスト低減と担い手の規模拡大支援のための高性能農業機械の導入推進

消費者団体との連携強化と地産地消・販売の推進

トレーサビリティシステムの導入等、安全・安心な農産物生産の推進等に取り組むこととする

(3) 担い手の明確化

扶桑町地域水田農業ビジョンにおける担い手像としては、産業型農業の展開を目的として意欲的に取り組む法人(または準法人組織)もしくは土地利用集積に積極的に取り組む個人を基本とする。

2 具体的な目標

(1) 作物作付け及びその販売の目標

作付計画

(単位：ha)

作物名	品 種 名	現在の状況	平成 20 年度の目標	平成 22 年度の目標
水 稻	あさひの夢	1 0	8	7
	あいちのかおり	5 3	5 5	5 6
	計	6 3	6 3	6 3
六条大麦	かしま麦	1 7	1 7	1 7
	計	1 7	1 7	1 7

注) 水稻は、農家保有米等の生産面積も含めた面積で示す。

販売計画

(単位：t)

作物名	品 種 名	現在の状況	平成 20 年度の目標	平成 22 年度の目標
水 稻	あさひの夢	1	1	1
	あいちのかおり	3	5	6
	計	4	6	7
六条大麦	かしま麦	4 1	4 1	4 1
	計	4 1	4 1	4 1

注) 水稻は、農協の米販売計画数量で示す。

(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手については、一戸当たりの水稻の面積が少ない為、経営面積要件は設定しない。土地利用集積による担い手の育成にあたっては、以下の項目に留意して推進するとともに、米生産の3割以上の生産を担うことを目標とする。

水田作付大規模経営形態への集積を推進

水田管理が畦畔含めて十分に行われること

作付の団地形成を推進

土地利用集積型の継続

土地利用の担い手への集積目標

作物名	平成 18 年度		平成 20 年度		目標 (平成 22 年度)	
	面 積	集積率	面 積	集積率	面 積	集積率
水 稻	1 1 h a	1 8 %	1 5 h a	2 5 %	1 9 h a	3 0 %
大 麦	1 3 h a	1 0 0 %	1 7 h a	1 0 0 %	1 7 h a	1 0 0 %

3 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 産地づくり対策交付金の活用方法

ア 交付にあたっての基本的な考え方

振興作物の作付に対し重点的に配分する。

全作業受託で作付けする麦等などの振興作物では、協議会の定める金額の範囲内で地権者に還元してもよいこととする。

区 分	基本交付単価
土地利用集積助成	35,000円以内 / 10a
担い手育成助成	15,000円以内 / 10a

産地づくり交付金額が予算を上回る場合には予算内で支払うものとする。従って予算を上回る場合には、交付単価が上記金額より変更する場合がある。

イ 交付金配分上の小数点以下の端数金額の取扱い

交付対象者への交付金で小数点以下の端数金額があった場合は、小数点以下を切り捨てて交付することとし、端数金額は本協議会の会計に入れ協議会の運営費に充てる。

ウ 生産調整の達成

水田農業構造改革交付金の交付を受けるには、水稻作付目標面積を超えないこと。

エ 担い手条件

水田農業構造改革交付金の交付を受けるには、全作業委託を受け麦を作付する場合は、委託契約が必要となる。

(2) その他の事業の活用

品目横断的経営安定対策

今後新たに品目横断的経営安定対策へ加入する者は、扶桑町地域水田農業ビジョンにおける担い手として位置付けを行っていく。

集荷円滑化対策

水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）の交付を受けるには、加入が必須となる。

拠出金額	1,500円 / 10a
基金拠出金額	500円 / 10a

4 扶桑町の水田担い手リスト

《リストは省略》